

令和8年第1回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年1月23日)

奥州市農業委員会

令和8年第1回奥州市農業委員会総会議事録

令和8年1月23日(金) 午前9時30分

前沢総合支所401大会議室

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 奥州農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定について

出席委員（20名）、欠席委員（4名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫 (欠席)
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳 (欠席)	8 千葉 房志	9 佐々木 生子 (欠席)
10 阿部 成明	11 菅原 利宏 (欠席)	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長		井面 宏
事務局長補佐		佐々木 治彦
農業振興係	係長	佐藤 康平
	主事	阿部 美優
農地係	係長	佐藤 茂樹
	主任	照井 早織
	主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第1回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、3番、浅野輝夫委員、7番、福田貴徳委員、9番、佐々木生子委員、11番、菅原利宏委員です。
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、議案第1号に係る説明者として、奥州市農林部農政課農政係、小原朋也主任に出席を要請しております。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、17番、菊地隆文委員、18番、三浦正幸委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。

1ページをご覧ください。

令和7年12月17日から令和8年1月16日までの主な内容をご報告申し上げます。

12月25日、第13回奥州市農業委員会総会が招集され、農地案件8議案について審議が行われております。

同日、第7回農業振興専門委員会が開催され、現地研修に関する協議がされております。

令和8年1月9日、岩手ふるさと農協の新年交賀会が開催され、伊藤会長が臨席しております。

1月14日、令和7年度市政功労表彰状授与式が挙行され、伊藤会長が臨席しております。

同日、胆沢平野土地改良区の新年交賀会が開催され、伊藤会長が臨席しております。

1月16日、令和8年第1回奥州市農業委員会運営委員会が開催され、第1回農業委員総会の付議議案について協議がされております。

同日、令和7年度第4回奥州市農業委員会広報編集委員会が開催され、広報第40号の校正に関して協議がされております。

以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得49件となります。

委員会へのあっせん希望はありませんでした。

市外の方への相続となるのが、番号6、番号16、番号21、番号26、番号27、番号48の6件です。

以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議

題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 12 ページをご覧ください。今月の報告件数は 33 件です。

解約の理由は、農地中間管理機構に係る解約 10 件、公共事業予定地であるための解約 6 件、貸し換えのための解約 5 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 2 号について説明が終わりましたが、本報告につきましても、議席番号 13 番、植松郁男委員が番号 30 及び番号 31 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 30 及び番号 31 を除き、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号については、番号 30 及び番号 31 を除き、終了いたします。

議 長 次に、番号 30 及び番号 31 に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、13 番委員の退席をお願いします。

(9 時 43 分退席)

議 長 番号 30 及び番号 31 について質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 18 番、三浦委員。

18 番委員 18 番、三浦です。確認ですが、30 番と 31 番について、別の土地なのか、一体となっているものかを確認したいです。

議 長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 一体となっているものとなります。

18 番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号の番号 30 及び番号 31 については、終了いたします。

13 番委員の退席を解除します。

(9 時 46 分着席)

議長 議案第1号、奥州農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は19ページと別冊資料をもつての説明となります。よろしくお願いたします。初めに、議案説明のために出席いただいている農林部農政課職員を紹介いたします。農政課農政係の小原朋也主任でございます。

主任 小原です。よろしくお願いたします。

局長補佐 今回の奥州農業振興地域整備計画の変更にあたり、関係法令等に基づき、農業委員会の意見を聴くため、市長から諮問があり、1月26日までの意見回答を求められているものです。この農業振興地域整備計画の概要、変更内容につきましては、市農林部農政課の職員から説明をいただきますので、ご了承願います。それではよろしくお願いたします。

(「議長」の声あり)

議長 農政課、小原主任。

主任 農政課農政係の小原でございます。これからご審議いただきます奥州農業振興地域整備計画の見直しについてであります。この計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき策定しているもので、一般に農振計画と呼ばれております。

この農振計画につきましては、概ね5年ごとに、基礎調査に基づく定期見直しをすることとされており、現在の農振計画につきましては、令和3年度に定期見直しを実施しております。

本年、令和7年度においては、経済事情の変動その他情勢等の推移により、基礎調査に基づく計画の変更、以外の変更である、随時見直しとして変更しようとするものでございます。

配布しております、変更の内容を要約いたしました農業振興地域整備計画変更計画概要書につきましては、事前送付させていただき、あらかじめお目通しをいただいているものといたしまして、本日は要点を絞った形でご説明させていただきます。

最初に、農業振興地域制度の概要を簡単に説明します。

事前にお送りした資料の令和7年度農用地利用計画変更計画概要書と記載された表紙開き、2枚目をご覧ください。

「1の(1)土地利用の状況」ということで、こちらは農業振興地域及び農用地利

用計画の変更前の状況になります。

奥州市の面積が 99,330ha に対し、農業振興地域は 61,689.3ha となっておりま
す。そして農業振興地域のうち、農用地区域として指定されている面積は
20,022.0ha となっております。

次に(2)、農用地利用計画の変更内容です。今回の見直しでは、農用地区域か
らの除外が 15.1ha、農用地区域への編入が 5.2ha となり、全体で 9.9ha の減少
となります。

そして(3)のとおり、変更後の農用地区域面積は 20,012.1ha となります。

次のページに変更内容の内訳を示しておりますので、ご覧ください。

農地転用を伴う個別の事業計画による除外案件が、合計 14 件、16,314.14 m²
となっております。詳細として概要書の 4 枚目、1 農用地区域からの除外一覧に
記載しておりますので、お開きください。

なお補足ですが、No4 について、計画地 3 筆はすべて同一人物が所有する近接
した土地ですが、事業内容が 2 件あること並びに事業実施者がそれぞれ土地所有
者本人とその息子であることから、4-1、4-2 の 2 件に細分化しています。

除外案件の内訳として、駐車場整備、進入路の建築、資材置場建築等、施設の
拡張に関わるものが No. 1、3、4-1、4-2、6、7、8、9 の 8 件、6,978.68 m²、一
般個人用住宅の建築が No. 2、10、11、12 の 4 件、1,662.46 m²、太陽光発電施設
の建築が No. 5、12 の 2 件 7,673.00 m²、合計 14 件、16,314.14 m² となっております。

2 ページ目、様式 3 号別添 2 と書かれた資料の説明に戻ります。

また、説明する土地の詳細は、4 枚目裏、1 農用地区域からの除外一覧から記
載しておりますので、併せてご覧ください。

農業委員会で非農地決定された土地など、農用地区域として指定すべき土地の
定義から外れたとして除外する案件は 53 件、131,817.00 m²、同じく、公共事業
により除外する案件は 3 件、2,958.10 m² となっております。

農用地区域への編入案件は、14 件、51,635.65 m² となっております。

編入案件の内訳として、農地転用を伴う個別の事業計画のため除外した農地の
うち、事業計画の変更により転用が不要となった土地を編入するものが 8 件、
9012.27 m²、事業計画の縮小により余剰となった面積を編入するものが 1 件、
198.38 m²、中山間地域等支払制度事業を導入するための編入が 3 件、4,948.00
m²、農用地とすることが適当な土地であるため編入するものが 2 件、3,7477.00
m² となっております。

続いて、転用を目的とした個別除外案件について、それぞれ、簡単に内容をご

説明いたします。概要書 8 枚目から案件ごとに位置図と農振図面を示しております。赤い枠で囲まれた箇所が事業予定地、農振図面の黄色部分は農用地区域となっております。

水沢 1 は、建設業を営んでいる事業計画者が、現在の業務用地では面積が不足しているため、近隣に従業員駐車場、重機置場及び資材置場を整備するものです。

次のページをご覧ください。

水沢 2 は、事業計画者が子の成長に伴い現在の住まいで手狭になっていること、また両親の農作業支援のため、実家に近い計画地に個人用住宅を建築するものです。

次のページをご覧ください。

水沢 3 は、建材・住宅設備業を営んでいる事業計画者が、現在の業務用地では面積が不足しているため、近隣の計画地に駐車場を整備するものです。

次のページをご覧ください。

水沢 4 のうち、4-1 は宅地北側の倉庫へアクセスするための車両およびトラクターの進入路と転回場所、並びに駐車場として庭を拡幅するものです。4-2 については敷地内に個人用住宅の建築を予定しているが、接道要件を満たさないため道路を拡幅するものです。

次のページをご覧ください。

水沢 5 は、今後の耕作が難しい計画地を太陽光発電事業に委託することで、荒廃を防ぐと同時に土地を有効に活用するものです。

次のページをご覧ください。

水沢 6 は、建設土木業を営んでいる事業計画者が、現在の業務用地では面積が不足しているため、近隣の農用地を残土置場として拡張するものです。

次のページをご覧ください。

江刺 1 は、東京在住の事業予定者が自己所有物件に移住し営農することを希望しておりますが、市道から母屋までの生活道路がなく、生活に困難を強いられるため、車両通行できる道路を建設するものです。

次のページをご覧ください。

江刺 2 は、事業計画地東側の集会施設利用者用の駐車場が不足しているため、隣接された土地に駐車場を整備するものです。

次のページをご覧ください。

前沢 1 は、建設業を営んでいる事業計画者が、現在の業務用地内の駐車場や資材置場が過密のため、業務用地を拡大するものです。

次のページをご覧ください。

前沢 2、事業計画者が実家の営農を継ぐことを希望しており、実家に近い計画地に個人用住宅を建築するものです。

次のページをご覧ください。

胆沢 1 は、事業計画者が将来の両親の介護、子の出産を見据え、実家に近い計画地に個人用住宅を建築するものです。

次のページをご覧ください。

胆沢 2 は、今後の耕作が難しい計画地を太陽光発電事業に委託することで、荒廃を防ぐと同時に土地を有効に活用するものです。

次のページをご覧ください。

衣川 1 は、事業計画者が結婚により現在の住まいでは手狭になったこと、また将来親の介護や子の出産、両親の営農の支援を見据え、実家に近い計画地で個人用住宅を建築するものです。

以上、地域別に水沢 7 件、江刺 2 件、前沢 2 件、胆沢 2 件、衣川 1 件 計 14 件となっております。

これらについては、同意権者である岩手県と事前協議を行い、令和 7 年 12 月 24 日付けで異存なしとの回答を得ておりますが、農業委員会をはじめ、農業関係機関のご意見をいただいた結果、変更を加える可能性もございますのでご了承承願いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案第 1 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉でございます。農振の見直しの件ですが、登記地目において、山林や、雑種地など、非農用地となっているところについても、農振地域の網が掛かっているものと認識していいものなのか、というのが 1 点目の質問です。

あと、もう 1 点は、非農用地について、農業委員会の意見が欲しいものかを確認したいです。

議長 （「議長」の声あり）小原主任。

主任 質問の 1 点目にお答えします。山林や原野等が農振農用地に指定されているかの点についてですが、現況の登記地目と現況の状況で、当初設定したもので、一概に田畑のみが農振農用地に指定されているものではございません。

議長 （「議長」の声あり）佐々木事務局長補佐。

局長補佐 質問の 2 点目にお答えします。現況が原野や山林の非農地であるものに関し

て、農業委員会に諮る必要があるかという質問でしたが、必要となります。

例えば、現況が宅地で、農家台帳上も宅地であっても、登記地目が田畑になっている場合もあります。そのような場合には転用の許可が必要となります。それと同じものと考えます。

それと先ほどの1点目の質問にもありましたが、宅地であったり、雑種地であったりしても、農振地域の網に入っている場合は、たまにある事例であります。

そういった部分も今回は除外して、実態に合わせているものです。

5番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第1号については、当該計画の変更に、異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、当該計画の変更に異議なしと決定されました。

議長 ここで、農政課職員の退席のため、暫時休憩します。

(10時4分休憩)

(農政課職員退席)

議長 再開いたします。

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書21ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転28件、賃貸借権の設定が15件、使用貸借権の設定が2件の計45件です。

番号1は、新規就農のため、金額200万円で売買するものです。

耕運機、草刈り機、防除機を所有しているほか、トラクターを導入予定であり、ブドウを作付け予定です。

番号2は、隣接地取得のため、総額79万7000円で売買するものです。

番号 3 は、親戚へ贈与するものです。

番号 4 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 12 万 3684 円です。

番号 5 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 6000 円です。

番号 6 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 8000 円です。

番号 7 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 28 万 6000 円です。

番号 8 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 3 万 4140 円です。

番号 9 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 1 万 9536 円です。

番号 10 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 5 万 2116 円です。

番号 11 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 4 万 4208 円です。

番号 12 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 5 万 6844 円です。

番号 13 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 8 万 6450 円です。

番号 14 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 4 万 9632 円です。

番号 15 は、労力不足のため、総額 73 万 2880 円で売買するものです。

番号 16 は、労力不足のため、金額 3 万円で売買するものです。

番号 17 は、新規就農のため、総額 50 万円で売買するものです。

譲受人の国籍はアメリカですが、永住者資格を有している方です。

耕運機を導入予定で、自家用野菜を作付け予定です。

番号 18 は、新規就農のため、総額 80 万円で売買するものです。

トラクターを所有しているほか、田植機、コンバインを導入予定で、水稻、自家用野菜を作付け予定です。

番号 19 は、労力不足のため、金額 2 万 850 円で売買するものです。

番号 20 は、労力不足のため、金額 2 万 535 円で売買するものです。

番号 21 は、労力不足のため、総額 8 万 2785 円で売買するものです。

番号 22 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 23 は、番号 24 で贈与する土地の代替地として、贈与を受けるものです。

番号 24 は、隣接地取得のため、贈与を受けるものです。

番号 25 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 26 は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号 27 は、規模拡大のため、金額 21 万 6000 円で売買するものです。

番号 28 は、規模拡大のため、総額 56 万 2000 円で売買するものです。

番号 29 は、規模拡大のため、金額 7 万 1939 円で売買するものです。

番号 30 は、規模拡大のため、金額 1 万円で売買するものです。

番号 31 は、規模拡大のため、金額 1 万円で売買するものです。

番号 32 は、規模拡大のため、金額 1 万円で売買するものです。

番号 33 は、規模拡大のため、総額 40 万 9300 円で売買するものです。

番号 34 は、新規就農のため、贈与を受けるものです。

譲受人の国籍は中国ですが、永住者資格を有している方です。

耕運機、田植機、バインダー、脱穀機、噴霧器を導入予定で、水稻、自家用野菜を作付け予定です。

番号 35 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 7600 円です。

番号 36 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 11 万 3823 円です。

番号 37 は、新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。

田植機、トラクター、ハーベスターを所有しており、水稻を作付け予定です。

賃借料は、年額 9 万 5683 円です。

番号 38 は、隣接地取得のため、金額 22 万 1180 円で売買するものです。

番号 39 は、労力不足のため、総額 17 万 8710 円（10 a あたり 3 万円）で売買するものです。

番号 40 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 41 は、農業廃止のため、贈与するものです。

番号 42 は、新規就農のため、金額 15 万円で売買するものです。

耕運機を導入予定であり、自家用野菜を作付け予定です。

番号 43 は、耕作不便のため、贈与するものです。

番号 44 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額 1 万 806 円です。

番号 45 は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を設定するものです。

以上、45件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号10番、阿部成明委員が番号20に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号20を除き、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。確認です。外国人の方が2件入っていますが、ぜひ頑張っていたきたいところですが、全く知らない土地で心配しています。

大丈夫なのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 22番委員の質問にお答えします。まず、17番の方になりますが、この方は現在水沢在住になっていますが、今回この農地の隣接するところに宅地があり、そちらも併せて購入する見込みですので、この隣接地に移住して、農業を行っていく予定と伺っております。

また、34番については、宅地ですとか、山林も購入されています。当面は通いながらとはなるものの、耕作に問題はないものと考えております。

22番委員 新規就農、頑張ってもらいたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり) 21番、岩淵委員。

21番委員 21番、岩淵です。今の2件についてですが、年齢は何歳なのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 岩淵委員のご質問にお答えします。番号17については37歳。番号34については、32歳となっております。

21番委員 ありがとうございます。若いので頑張ってもらいたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号20を除き、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号20を除き、原案のとおり許可と決定されました。

議長 次に、番号20に係る農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番委員の退席をお願いします。

(10時21分退席)

議長 番号20の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号20については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号20については、原案のとおり許可と決定されました。

10番委員の退席を解除します。

(10時22分着席)

議長 議案第3号、相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの審査についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書30ページをご覧ください。今月の申請は、2件です。

納税猶予の適用を受けている期間中は、相続税の申告期限から3年目ごとに、税務署に継続届出書を提出する必要があります。届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。

納税猶予の適用を受けている農地について、令和8年1月23日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。

2件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は31ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が73件、使用貸借による権利の設定35件と、既に農地中間管理事業により貸付が行われている農地の耕作者変更6件の、合計114件となります。

番号1から番号108までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号109から番号114までは、既に農地中間管理事業により貸付が行われている農地の耕作者について変更を行う計画案です。

議案書の貸付人欄に記載されている者が現耕作者で、借受人欄に記載されている者に申請地に係る賃借権を移転とするものです。賃借料の変更はなく、契約期間は現耕作者の残り契約期間となります。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号14番、千葉孝治委員が番号13及び番号14に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号13及び番号14を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 13 及び番号 14 を除き、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、番号 13 及び番号 14 を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議長 次に、番号 13 及び番号 14 に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、14 番委員の退席をお願いします。

(10 時 28 分退席)

議長 番号 13 及び番号 14 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 13 及び番号 14 については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号の番号 13 及び番号 14 については、計画案に異議なしと決定されました。

14 番委員の退席を解除します。

(10 時 30 分着席)

議長 議案第 5 号、農地法第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書 54 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 1 件です。

番号 1、売買により自己住宅を整備するものです。

補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。1月9日に植松郁男委員、佐藤茂推進委員と事務局同行のうえ現地確認を行ったところ、草刈り等の維持管理がされていることを確認しました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書55ページをご覧ください。

今月の案件は4件です。

番号1は、昭和55年頃に生垣を整備し、平成5年頃に作業場を舗装して以来、宅地として利用しているものです。

番号2は、昭和61年に倉庫を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号3は、平成4年に作業場、平成8年に工場を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号4は、昭和31年に作業所を整備して以来、宅地として利用しているものです。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を1月9日に植松郁男委員、佐藤茂推進委員と、番号2を1月8日に千葉房志委員、浅沼進推進委員と、番号3を1月8日に星洋子委員、岩渕修推進委員と、番号4を1月7日に三浦正幸委員、佐藤勝之推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1から番号4のいずれも、現地は証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第7号、地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定についてを議題とします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は56ページです。目標地図の素案は別掲しています。後方の机にございます。

地域計画の見直しに連動して、目標地図の素案も見直すこととされており、本議案は、目標地図の素案に関するもので、地域農業を担う者の変更と農地転用を予定しており、地域計画からの除外を行うものが見直しの理由となります。

今回の地域計画の変更に関する今後の流れをお知らせします。

決定後、提出期限である1月30日までに市長宛に提出したのち、市農政課から農業委員会を含む関係機関・団体へ目標地図素案を含む地域計画の変更案についての意見照会がされる予定です。

その後、2月下旬にかけて意見照会結果を踏まえた内容で公告・縦覧を行い、

2月末に計画を変更する予定とのことです。

今回の変更は、地域内の農業を担う者、目標地図に位置づける者の変更に伴って、現状と将来の集積率が変更となりますので、農業の将来の在り方や目標達成のために取るべき措置などは変更がなく、今回決定いただく目標地図の素案の内容が市から意見照会される予定となっています。

なお、市からの意見照会への農業委員会としての対応ですが、前述のとおり、今回の素案に関する変更内容と変わらないことから、計画案については会長専決により回答し、2月の総会で報告させていただきますのでご了承願います。

以上でございます。

議長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 14番、千葉委員。

14番委員 14番、千葉でございます。素案の決定にあたり、土地の動きによって、この図面を更新することになると思いますが、気になる点があります。

いわゆる登記していない土地などは、相對契約をすることになると思います。この契約はこれには反映されないものなのではないでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 お見込みのとおりでございます。

この、目標地図の素案に使用しているデータは、農家台帳の情報を使用しており、地番等は登記情報と同一となっております。一方、特定農作業受委託契約は水田台帳のデータベースを使用しており、どの地番が必ずしも登記地番と同一となっていないケースが多いことから、それらの情報をマッチングさせるのがなかなか難しいものとなっておりますが、今後の課題でもあると認識しております。

14番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。
議長 ご苦勞様でした。

(閉会 10 時 43 分)